

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第
99号）（建設局水と緑環境部緑政課）

篤志緑化・公園管理基金の一部及び緑化・公園管理基金を処分する必要があるため、規定を整備することとしました。

この条例は、平成26年3月25日から施行することとしました。

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 99 号

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例

京都市緑化・公園管理基金条例の一部を次のように改正する。

別表篤志緑化・公園管理基金の項及び緑化・公園管理基金の項を次のように改める。

篤志緑化・公園管理基金	64,635,932
-------------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建設局水と緑環境部緑政課)